

運動部の活動方針

八戸学院野辺地西高等学校

1 基本方針

部活動は、学校教育の一環として生徒の興味と関心による自発的・自主的な活動であり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである。本校ではこのことをふまえ、「正義」「賢明」「剛毅」の校訓のもと、スポーツを通じて社会の発展に寄与し得る実践力及び個性豊かな人間を育成することを基本方針とする。また、生徒が生涯にわたり計画的に心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための能力を養うとともに、全国で活躍できる人材や優秀なスポーツ指導者になれる人材の育成を目指す。

2 適切な運用のための体制

(1) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 部活動は教育活動であり、学校の教育目標及び活動方針により学校の校務分掌等に明確に位置づける。部の設置にあたっては、生徒の希望・指導者の有無・施設設備の状況をふまえて適切に設置する。
- イ 原則として自校の教職員を運動部顧問とする。外部に指導者を求める場合、指導者の人格が生徒に与える影響が大きいことを考慮し、指導者としての資質と能力を備えた人材を校長が委嘱する。
- ウ 校長は基本方針に則り、教師の長時間勤務の解消に向け、業務改善及び勤務時間管理等を行う等円滑に運動部活動が実施できるよう配慮する。

(2) 活動計画等の作成及び公表

- ア 運動部顧問は、本活動方針に則り年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、特活企画主任を通じて校長に提出する。
- イ 「運動部の活動方針」と「運動部の活動計画」を学校のホームページで公表する。

3 安全で効率的かつ効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

- ア 『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）』及び『運動部活動の指針（平成30年12月28日青森県教育委員会）』に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰等の根絶を徹底する。
- イ 運動部顧問は、運動部活動の意義を十分に踏まえ、生徒とのコミュニケーションの充実による意欲の向上と生徒が主体的に取り組む力の育成を図りながら効果的な運営を行う。また、専門的な指導者等の助言をもとに科学的トレーニングを導入するなど安全で効率的な活動を推進する。

(2) 練習時間

練習時間は、平日（登校日）においては20時までに下校できる範囲内とする。

休業日における活動時間は原則3時間程度とする。但し、競技の特性によって、ハイシーズン（主要な大会等の時期）、練習試合や合宿等についてはこの限りではない。

(3) 校外での活動

大会への出場・合宿・練習試合等への参加にあたっては、日時・場所・宿泊先・参加生徒名・引率者名等を記載した「特別活動許可願い」を提出し、事前に校長より承認を得る。

4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日

- ア 原則として週2日以上 of 休養日を設ける。平日1日、土日1日) 但し、ハイシーズン(主要な大会等の時期)はこのかぎりでない。週末の対外試合等により、土日に休養日を設定できなかった場合、平日の休養日を増やすなど、年間休養日の週平均が2日以上となるよう他の日に振り替えて調整することができる。長期休業中において部活動を教師の正規の勤務時間内に行うことにより、部活動を行った日においても教師の定時退校が可能であることから部活動単位で設定することも可能とする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けることができる。
- イ 定期試験開始前の6日間と定期試験中の部活動はできるだけ自粛し、練習する場合も時間を短縮する等、活動の意義を考慮して活動する。

5 大会、競技会への参加について

(1) 参加する大会について

校長は、生徒や顧問の負担とならないよう各部ごとに参加する大会を精査し、上限の目安を定めることができる。

(2) 学校単位で参加する主な大会

- ア 高等学校体育連盟・高等学校野球連盟が主催、共催する大会
- イ 本活動方針の趣旨に則り精査した大会等